

令和8年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="281 604 1181 695">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="549 1444 905 1514">令和8年8月</p> <p data-bbox="549 1627 905 1696">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1537 604 2436 695">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="1804 1444 2160 1514">令和7年8月</p> <p data-bbox="1804 1627 2160 1696">富山県土木部</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和8年度改正	現 行	備 考
<p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</b></p> <p>2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に<u>その</u>理由を調査職員に<u>連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により</u>提出しなければならない。</p>	<p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</b></p> <p>2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を調査職員に提出しなければならない。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和8年度改正	現 行	備 考
<p><b>第2編 河川編</b></p> <p><b>第1章 河川環境調査</b></p> <p><b>第3節 河川水辺環境調査</b></p> <p><b>第2111条 河川水辺環境調査の区分</b></p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物調査</p> <p>1) 魚<del>介</del>類<del>採捕</del>調査</p> <p><u>2) 魚類環境DNA調査</u></p> <p><del>3) 底生動物調査</del></p> <p><del>4) 植物調査</del></p> <p><del>4) 鳥類調査</del></p> <p><del>6) 両生類・爬虫類・哺乳類調査</del></p> <p><del>6) 陸上昆虫類等調査</del></p> <p><u>8) 河川環境基図作成調査</u></p> <p><del>(2) 河川調査</del></p> <p><del>(3) 河川空間利用実態調査</del></p> <p><del>(4) 河川水辺総括資料作成調査</del></p> <p><b>第2112条 魚<del>介</del>類<del>採捕</del>調査</b></p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川における魚<del>介</del>類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>2) データの入力</p> <p>受注者は、<u>国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム-【河川版】」に基づき</u>調査結果データの入力を行う。</p>	<p><b>第2編 河川編</b></p> <p><b>第1章 河川環境調査</b></p> <p><b>第3節 河川水辺環境調査</b></p> <p><b>第2111条 河川水辺環境調査の区分</b></p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物調査</p> <p>1) 魚<del>介</del>類調査</p> <p>2) 底生動物調査</p> <p>3) 植物調査</p> <p>4) 鳥類調査</p> <p>5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>6) 陸上昆虫類等調査</p> <p><del>(2) 河川調査</del></p> <p><del>(3) 河川空間利用実態調査</del></p> <p><del>(4) 河川水辺総括資料作成調査</del></p> <p><b>第2112条 魚介類調査</b></p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川における魚<del>介</del>類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>2) データの入力</p> <p>受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】」に基づき調査データの入力を行う。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和8年度改正	現 行	備 考
<p><b>第2113条 魚類環境DNA調査</b></p> <p>1. 業務目的  <u>本調査は、魚類の生息状況を、環境DNA調査を基に把握することを目的とする。</u></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備  <u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</u>  <u>なお、(2)現地調査計画策定、(3)現地調査については、第2112条魚類採捕調査に準ずるものとする。</u></p> <p>(4) 分析  <u>受注者は、調査成果について、「ろ過」、「DNAの抽出」、「DNAの分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。</u></p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ  <u>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめるものとする。</u>  <u>なお、受注者は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて調査結果データの入力を行う。</u></p> <p>(6) 照査  <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(7) 報告書作成  <u>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p> <p><b>第21134条 底生動物調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備  受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。  <u>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第211+2条魚介類採捕調査に準ずるものとする。</u></p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ  受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 211+2 条魚介類採捕調査第 2 項(5)に準ずるものとする。</p>	<p>(追加)</p> <p><b>第2113条 底生動物調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備  受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。  <u>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第2111条魚介類調査に準ずるものとする。</u></p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ  受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2111 条魚介類調査第 2 項(5)に準ずるものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和 8 年度改正	現 行	備 考
<p><b>第 21145 条 植物調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 21142 条魚介類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 21156 条 鳥類調査</b></p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川内における鳥類の生息状況とともに、<u>集団分布地の状況</u>を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 21142 条魚介類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 21167 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 21142 条魚介類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 21178 条 陸上昆虫类等調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 21142 条魚介類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 21142 条魚介類採捕調査第 2 項(5)に準ずるものとする。</p>	<p><b>第 2114 条 植物調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 2115 条 鳥類調査</b></p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川内における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 2116 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 2117 条 陸上昆虫类等調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 2111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2111 条魚介類調査第 2 項(5)に準ずるものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和 8 年度改正	現 行	備 考
<p><b>第 21189 条 河川環境基図作成調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) <u>資料事前調査</u> 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>(3) <u>現地調査計画策定</u> <u>受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。</u> <u>なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</u></p> <p>(34) 現地調査 受注者は、<u>資料調査の結果を踏まえ現地調査計画に基づき</u>、調査を実施するものとする。</p> <p>(45) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。</p> <p>(56) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(67) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第 211920 条 河川空間利用実態調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル <u>(案) (河川空間利用実態調査編)</u>」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p>	<p><b>第 2118 条 河川環境基図作成調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) <u>資料調査</u> 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、<u>資料調査の結果を踏まえ</u>、調査を実施するものとする。</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第 2119 条 河川空間利用実態調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和8年度改正	現 行	備 考
<p><b>第2121条 河川水辺総括資料作成調査</b></p> <p>1. <u>業務目的</u> 河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. <u>業務内容</u></p> <p>(1) <u>計画準備</u> 受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) <u>資料調査</u> 受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集・整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。</p> <p>(3) <u>調査成果のとりまとめ</u> 受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。</p> <p>(4) <u>照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) <u>報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第4節 成果品</b> <b>第2120条 成果品</b></p>	<p>(追加)</p> <p><b>第4節 成果品</b> <b>第2120条 成果品</b></p>	<p>条名のみ改定</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和 8 年度改正	現 行	備 考
<p><b>第 5 編 ダム編</b>  <b>第 1 章 ダム環境調査</b>  <b>第 3 節 ダム湖環境調査</b>  <b>第 5111 条 ダム湖環境調査の区分</b>            ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 魚<del>介</del>類採捕調査</li> <li>② 魚類環境 DNA 調査</li> <li>②③ 底生動物調査</li> <li>③④ 動植物プランクトン調査</li> <li>④⑤ 植物調査（植物相調査）</li> <li>⑤⑥ 鳥類調査</li> <li>⑥⑦ 両生類・爬虫類・哺乳類調査</li> <li>⑦⑧ 陸上昆虫類等調査</li> <li>⑧⑨ ダム湖環境基図作成調査</li> </ul> <p><b>第 5112 条 魚<del>介</del>類採捕調査</b></p> <p>1. 業務目的            本調査は、ダム湖及びその上下流の周辺における魚<del>介</del>類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 室内分析            受注者は、現地調査において採集した魚<del>介</del>類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。            また必要に応じ標本の作成を行う。</p> <p><b>第 5113 条 魚類環境 DNA 調査</b></p> <p>1. 業務目的  <u>本調査は、魚類の生息状況を、環境 DNA 調査を基に把握することを目的とする。</u></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備  <u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</u>  <u>なお、(2) 現地調査計画策定、(3) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</u></p>	<p><b>第 5 編 ダム編</b>  <b>第 1 章 ダム環境調査</b>  <b>第 3 節 ダム湖環境調査</b>  <b>第 5111 条 ダム湖環境調査の区分</b>            ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 魚介類調査</li> <li>② 底生動物調査</li> <li>③ 動植物プランクトン調査</li> <li>④ 植物調査（植物相調査）</li> <li>⑤ 鳥類調査</li> <li>⑥ 両生類・爬虫類・哺乳類調査</li> <li>⑦ 陸上昆虫類等調査</li> <li>⑧ ダム湖環境基図作成調査</li> </ul> <p><b>第 5112 条 魚介類調査</b></p> <p>1. 業務目的            本調査は、ダム湖及びその上下流の周辺における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 室内分析            受注者は、現地調査において採集した魚介類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。            また必要に応じ標本の作成を行う。</p> <p><b>(追加)</b></p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和8年度改正	現 行	備 考
<p><u>(4) 分析</u>  <u>受注者は、調査成果について、「ろ過」、「DNAの抽出」、「DNAの分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。</u></p> <p><u>(5) 調査成果の取りまとめ</u>  <u>受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。</u>  <u>また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</u></p> <p><u>(6) 照査</u>  <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u>  <u>受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p> <p><b>第51134条 底生動物調査</b></p> <p>1. 業務目的  本調査は、ダム湖及びその周辺における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備  受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。  なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第51142条魚介類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第51145条 動植物プランクトン調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備  受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。  なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第51142条魚介類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ  受注者は、マニュアルに基づき、<del>学識経験者の助言を仰ぎ、</del><u>調査結果を</u><del>について所定の様式にとりまとめ、</del><u>考察を行う</u>。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>	<p><b>第5113条 底生動物調査</b></p> <p>1. 業務目的  本調査は、ダム湖及びその周辺における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備  受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。  なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第5111条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第5114条 動植物プランクトン調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備  受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。  なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第5111条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ  受注者は、マニュアルに基づき、<u>学識経験者の助言を仰ぎ、調査結果を</u>とりまとめ、<u>考察を行う</u>。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和8年度改正	現 行	備 考
<p><b>第 51156 条 植物調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 51142 条魚介類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 51167 条 鳥類調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 51142 条魚介類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 51178 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 51142 条魚介類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 51189 条 陸上昆虫类等調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 51142 条魚介類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 5120 条 ダム湖環境基図作成調査</b></p> <p>1. 業務目的</p> <p><u>本調査は、生物の良好な生息・生育環境の保全を念頭においた適切なダム管理に資するため、ダム湖及びその周辺における植生、河川環境、構造物等を把握することを目的とする。</u></p>	<p><b>第 5115 条 植物調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 5116 条 鳥類調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 5117 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p><b>第 5118 条 陸上昆虫类等調査</b></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 5111 条魚介類調査に準ずるものとする。</p> <p>(追加)</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和 8 年度改正	現 行	備 考
<p><b>2. 業務内容</b></p> <p><b>(1) 計画準備</b> 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p><b>(2) 事前調査</b> 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p><b>(3) 現地調査計画策定</b></p> <p>1) <b>現地踏査</b> 受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、全体調査計画、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。</p> <p>2) <b>現地調査計画書の作成</b> 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数設定、調査方法の選定を行い、現地調査計画書を作成するものとする。 なお、計画策定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。</p> <p><b>(4) 現地調査</b> 受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p><b>(5) 調査成果のとりまとめ</b> 受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき、とりまとめ・考察を行い、ダム湖環境基図を作成するものとする。</p> <p><b>(6) 照査</b> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><b>(7) 報告書作成</b> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p><b>第 511921 条 ダム湖利用実態調査</b></p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査 調査マニュアル-<del>(案)</del>」に準拠するものとする。</p> <p><b>第 4 節 成果品</b></p> <p><b>第 51202 条 成果品</b></p>	<p><b>第 5119 条 ダム湖利用実態調査</b></p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査 調査マニュアル (案)」に準拠するものとする。</p> <p><b>第 4 節 成果品</b></p> <p><b>第 5120 条 成果品</b></p>	<p></p> <p>条名のみ改定</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和8年度改正	現 行	備 考
<p>第6編 道路編            第4章 道路設計            第8節 盛土・切土設計            第6429条 盛土・切土詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 設計条件の確認</p> <p>受注者は、設計条件の確認について、「第64<del>31</del>28条 盛土・切土予備設計」第<del>3</del>2項の(3)に準ずるものとする。</p>	<p>第6編 道路編            第4章 道路設計            第8節 盛土・切土設計            第6429条 盛土・切土詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 設計条件の確認</p> <p>受注者は、設計条件の確認について、「第6431条 盛土・切土予備設計」第3項の(3)に準ずるものとする。</p>	